新居浜港カーボンニュートラルポート推進協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 新居浜港におけるカーボンニュートラルポート形成に向けた取り組みを推進する ため、新居浜港カーボンニュートラルポート推進協議会(以下「協議会」という。)を設 置する。
- 2 協議会は、港湾法(以下「法」という。)第50条の3第1項の規定に基づき設置する「港 湾脱炭素化推進協議会」である。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1)新居浜港カーボンニュートラルポート形成計画の作成及び変更に関する事項。
- (2) 法第50条の2第1項に定める官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(以下「新居浜港港湾脱炭素化推進計画」という。)の作成及び変更に関すること。
- (3) 新居浜港港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること。
- (4) 新居浜港港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次項各号に掲げる委員をもって組織する。
- 2 次に掲げる者のうちから港務局委員長(以下「委員長」という。)が委嘱し、又は任命 する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等から推薦を受けた者
- (3)関係行政機関から推薦を受けた者
- (4) 市の職員
- 3 委員は取組等の進捗状況により、協議会委員に諮った上で追加、変更できる。
- 4 委員の任期は、委嘱又は任命した日から2年間とする。ただし、委員が欠けた場合に おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長の職務)

- 第4条 協議会に会長、副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が 欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、委員に協議を行う事項を通知しなけれ ばならない。
- 3 委員は、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事

項の協議に応じなければならない。また、協議に応じられないときは、 あらかじめその 旨を事務局に報告するものとする。

- 4 協議会は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 5 会長は、協議会に諮った上で必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席 を求め、その意見を聴くことができる。

(書面による会議)

第6条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、 書面による会議として開催することができる。

(協議会の取り扱い)

- 第7条 協議会は、きわめて技術的又は専門的な内容を審議するため、委員の自由な議論 を担保する観点から、原則として、非公開とする。
- 2 協議会の検討成果については、公表する。

(秘密保持)

- 第8条 協議会の委員及びその関係者は、協議会で知り得た情報を外部に漏らし、又は無 断で使用してはならない。
- 2 関係者とは、協議会の出席者、資料作成者に関わる者、協議会資料を取りまとめる者 を示す。

(ワーキンググループ)

- 第9条 協議会の個別分野における具体的な施策を立案するため、ワーキンググループを 置くことができる。
- 2 ワーキンググループは、学識経験者、関係団体、関係行政機関、市の職員の実務担当者をもって組織し、委員長が委嘱又は任命する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、委員の互選により定める。
- 4 座長は、ワーキンググループの会務を総括する。
- 5 座長は、ワーキンググループにおいて調査研究した結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 協議会の事務局は新居浜港務局港湾課とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って、これを定める。

附則

- この要綱は、令和4年4月25日から施行する。
- この要綱は、令和5年3月17日から施行する。